

## IASB会議報告（第87回会議）

IASB（国際会計基準審議会）の第87回会議が、2009年1月19日から23日までの5日間にわたりロンドンのIASB本部で開催された。今回のIASB会議では、①認識の中止、②リース、③退職後給付、④公正価値測定、⑤概念フレームワーク（質的特性、測定及び報告企業）、⑥国際財務報告基準（IFRS）第7号（金融商品：開示）の改訂（金融商品の流動性等に関する開示の追加及び負債金融商品に関する開示の追加）、⑦公的説明責任のない企業のためのIFRS（IFRS for non-publicly accountable entities）、⑧法人所得税、⑨資本と負債の区分、⑩作業計画の見直し、⑪IFRSの年次改善及び⑫国際財務報告解釈指針（IFRIC）案についての検討が行われた。また、今回教育セッションはなかった。

IASB会議には理事14名が参加した（今回から新たな理事として Prabhakar Kalavacherla（通称PK）氏が参加）。本稿では、これらのうち、①から⑧に関する議論の内容を紹介する。

### 1. 認識の中止

このプロジェクトでは、IAS第39号（金融商品：認識及び測定）にある金融商品の認識の中止に関する規定の改訂のための公開草案を2009年3月又は4月に公表することを目指して議論が行われている。公開草案では、ボードメンバーの意見が1つに集約できないため、また、2011年6月までに本プロジェクトを完了するためには、再公開の時間的な余裕がないため、認識の中止に関する2つのモデルを示してコメントを募ることとされている。このため、2つのモデルが同時に検討されている。

今回は、①アプローチ2において定義される金融資産の「構成要素」に、デリバティブ、分離することが求められている組込デリバティブを含む複合商品及び持分商品が含まれるかどうか、②アプローチ2において、グループとして譲渡される金融資産のグループとしての認識の中止の評価のためには、当該グループに含まれる金融資産は類似のものでなければならないか、③アプローチ1及び2の双方において、金融資産の一部の譲渡は、譲渡後に当該資産が存在しなくなるような性質の変更をもたらすことになるか、④アプローチ2におけるリンク表示はどうあるべきか及び⑤米国財務会計基準審議会（FASB）が公開している財務会計基準書（SFAS）第140号（金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理）の改訂公開草案との関連で問題となる事項はあるか、について議論が行われた。ここでは、⑤を除く議論を紹介するが、それに先立ち、現在検討されている2つのモデルについて簡単に説明を行う。

#### (1) 2つのモデル

現在検討されている認識の中止に関する2つのモデルは次のとおりである。

(a) アプローチ1

譲渡人の視点に立って認識の中止を判断する。譲渡人は、自らの便益のために、譲渡人が譲渡前に認識していた資産のキャッシュ・フローのすべて又はその一部に対するその他のアクセスを現在有していない場合には、資産及びその構成要素（資産の一部であればどのような部分であってもよい）の認識の中止を行う。言い換えると、次のとおりとなる。

- ① 譲渡人は、自らの便益のために、譲渡人が譲渡前に認識していた資産のキャッシュ・フローのすべてに対するその他のアクセスを現在有していれば、認識の中止を行うことはできない。
- ② 譲渡人は、自らの便益のために、譲渡人が譲渡前に認識していた資産のキャッシュ・フローの一部に対するその他のアクセスを現在有していれば、その部分を継続して認識し、アクセスを現在有していなければ、その部分の認識の中止を行う。また、この譲渡に伴って新たに作り出された資産及び負債を認識する。

(b) アプローチ2

次のいずれかの条件を満たした場合には、資産及びその構成要素（下記④に限定）の認識の中止を行う。

- ① 譲渡人が資産に対する継続的関与を有しない。
- ② 譲受人が、自分自身の便益のために資産を譲渡できる実際上の能力を有している。
- ③ 「リンク表示 (linked presentation)」を導入し、関連する資産と負債に関する純額表示を認める。
- ④ 「資産の構成要素」を I A S 第 3 9 号第 1 6 項(a)が定義する「構成要素」に限定する。

**(2) デリバティブ、分離することが求められている組込デリバティブを含む複合商品及び持分商品と金融資産の構成要素**

アプローチ2では、認識の中止の対象とすることができる金融資産の一部（構成要素）は、I A S 第 3 9 号第 1 6 項(a)で指定する要件を満たしたキャッシュ・フローのみとすることが暫定的に合意されている（この要件を満たさない場合には、資産全体に対して認識の中止の可否が判断される）。I A S 第 3 9 号第 1 6 項(a)では、次のいずれかの条件に該当する場合には、これに該当する金融資産の「部分（構成要素）」に対して I A S 第 3 9 号の認識の中止の規定を適用することができるとされている。

- (a) 当該部分は、金融資産（又は類似の金融資産のグループ）からの具体的に特定されたキャッシュ・フロー（例えば、負債性金融商品の金利キャッシュ・フロー（I O部分））のみで構成されている。
- (b) 当該部分が金融資産（又は類似の金融資産のグループ）からのキャッシュ・フローの完全に比例的な持分（例えば、負債性金融商品からのすべてのキャッシュ・フローの90%）のみで構成されている。

(c) 当該部分が金融資産（又は類似の金融資産のグループ）からの具体的に特定されたキャッシュ・フローの完全に比例的な持分（例えば、負債性金融商品からの金利キャッシュ・フローの90%）のみで構成されている。

今回議論されたのは、デリバティブ、分離することが求められている組込デリバティブを今回の会合では、IAS第39号第16項(a)を、デリバティブ、分離することが求められている組込デリバティブを含む複合商品及び持分商品に対してどのように適用するかを明確にするためのガイダンスが必要であると考えられたため、基本的な考え方を整理するための議論が行われた。

例えば、5%の固定受取・Libor+200bpsの変動支払というスワップをもつ企業Aが、スワップの相手先ではない企業Bに対して、固定受取部分の権利を譲渡する取引を行った場合、もし、5%の固定受取部分の権利がスワップ（デリバティブ）の「部分（構成要素）」と見なされるのであれば、当該譲渡は、アプローチ2の下で、認識の中止の要件を満たすことになる。しかし、当該5%の固定受取部分の権利が「部分（構成要素）」と見なされないのであれば、アプローチ2では、認識の中止の判定は、資産全体（5%の固定受取・Libor+200bpsの変動支払というスワップ全体）に適用されるため、5%の固定受取部分の権利の認識の中止は認められないこととなる。このように、IAS第39号第16項(a)の「部分（構成要素）」の定義が、デリバティブ、分離することが求められている組込デリバティブを含む複合商品及び持分商品という文脈でどのように取り扱われるべきかを明確にすることが今回の議論のポイントである。

今回、スタッフから次の4つの選択肢が提示され、議論が行われた。議論では、選択肢3及び4を選択すると、IAS第39号第16項(a)の「部分（構成要素）」の定義を拡大することになるとの懸念があり、結果として、ボードメンバーの支持が一番多かったのは選択肢2で、これを採用することが暫定的に合意された。

選択肢1（SFAS第140号の改訂案のアプローチ：もっとも厳しい） SFAS第140号の改訂案同様、デリバティブ、分離することが求められている組込デリバティブを含む複合商品及び持分商品が部分の定義を満たさないように明示する。

選択肢2（IAS第39号第16項(a)の定義を変更しない） この場合、次のものは、IAS第39号第16項(a)の定義に合わないため、アプローチ2の「部分（構成要素）」の定義を満たさないことになる。

- ① デリバティブ又は分離することが求められている組込デリバティブを含む複合商品で、満期までに、市場価格の変動によってネットポジションが資産又は負債になり得るものに含まれる「部分（構成要素）」
- ② デリバティブ又は分離することが求められている組込デリバティブを含む複合商品で、特定又は比例的でないキャッシュ・フローを有しているものに含まれる「部分（構成要素）」、
- ③ 持分金融商品（譲渡された持分金融商品の「部分（構成要素）」が、特定又は比

例的なキャッシュ・フローである場合を除く)に含まれる「部分(構成要素)」  
選択肢3 (IAS第39号の定義を、満期までに市場価格の変動によってネットポジションが資産又は負債になり得る商品を含むように修正する) この場合、選択肢2の①は「部分(構成要素)」の定義を満たすことになる。  
選択肢4 (もっとも厳しくない選択肢: 選択肢3に「その他の将来の経済的便益」を加え、キャッシュ・フローを含まない持分商品も「部分(構成要素)」の定義を満たすようにする)

### **(3) IAS第39号第16項におけるグループとしての認識の中止のための類似性要件**

この論点は、金融資産の「グループ」の認識の中止に関するもので、上述の(2)とも関連する論点である。すなわち、アプローチ2では、IAS第39号第16項(a)の要件を満たした金融資産の「部分(構成要素)」のみが、認識の中止の対象とすることができるとされているが、金融資産グループとしての認識の中止のためには、当該金融資産グループに含まれる金融資産が、「類似」していなければならないとされている。この類似性要件が必要かどうかは今回の議論の論点である。

金融資産のグループの認識の中止の要件に関しては、IAS第39号第16項(a)では、金融資産グループの「部分」の譲渡の場合を扱っており、その場合に、「類似の」金融資産のグループでなければならないという要件が付されている。また、IAS第39号第16項(b)では、金融資産グループの「全体」の譲渡の場合を扱っているが、この場合にも「類似の」金融資産のグループでなければならないという要件が付されている。このように、この問題は、金融資産グループの部分譲渡及び全体の譲渡の両方に影響している。

議論の結果、類似性要件は不要と判断され、IAS第39号第16項(a)及び(b)の双方からこの要件を削除することが暫定的に合意された。

この要件が不要であることを例で示してみる。例えば、抵当権付き住宅ローン(mortgage)に保証(mortgage indemnity guarantee)が付いている場合、住宅ローン(金融資産)と保証(デリバティブ)が仮に類似でないと判断された場合には、アプローチ2における「譲受人が、自分自身の便益のために資産を譲渡できる実際上の能力を有しているか」というテストは、住宅ローンと保証に分けて別々に適用することになる。この例では、譲渡人がいずれに対しても継続的関与をしていないので、類似性がないと判断して2つを分けても、類似性を考慮しないで全体を一つとして判断しても、いずれの場合にも、このテストを満たすことになる。そのように考えると、抵当権付き住宅ローンと保証のグループに、類似性要件を求めても実質的に意味がないと考えられる。同じことが、部分譲渡の場合にもいえる。

### **(4) 金融資産の一部譲渡と譲渡前資産の性質の継続**

ここでの論点は、アプローチ1及び2の双方において、金融資産の一部の譲渡は、譲渡後に当該資産の性質の変更をもたらすと考えるべきかどうかという点である。すなわち、資産の一部の譲渡の結果残る資産は、元の資産の残余部分と考えるのか、それとも、一部譲渡により、元の資産は消滅し、残余部分は、新たな受益権 (beneficial interest) に置き換えられたと見るべきか、ということである。

議論の結果、アプローチ1においては、①譲渡人が、認識の中止となる構成部分の譲渡後に留保する金融資産又は金融資産のグループの構成部分 (譲渡後の残余部分) は、新しい資産として会計処理すること、及び、②証券化において、譲受人である信託 (trust : 証券化のための特別目的会社) から譲渡人が購入する受益権 (beneficial interest) も新しい資産として会計処理することが、暫定的に合意された。一方、アプローチ2においては、②はアプローチ1と同じであるが、①については新しい資産ではなく、譲渡前に認識していた資産の一部の留保として会計処理することが暫定的に合意された。

上記の結論を次の例で説明してみることにする。

Aは、公正価値がそれぞれ10 million (合計20m) からなる、容易に入手可能な持分金融商品 (ABC 株式) と負債金融商品 (XYZ 債券) のポートフォリオを有している。Bは、Aに対して5 million を5年の期間で貸し出し、元利金の返済については、当該ポートフォリオの25% (プロラタ) のキャッシュ・フローのみに依存することに合意している (すなわち、ノンリコースの貸付け)。

この取引を分析すると、アプローチ1の下で、譲渡取引後、Aはポートフォリオからのキャッシュ・フローの75%への権利という持分を認識することになるが、この持分は、①譲渡前の「古い」資産 (ABC 株と XYZ 債券) の留保構成部分と見るべきか、それとも、②譲渡に関連して入手された「新しい」資産と見るべきかが重要である。もし、当該持分が「古い」資産の構成部分と見なされれば、ABC 株と XYZ 債券の75%相当部分は、譲渡以前のポートフォリオの測定属性が引き続き用いられる。一方、当該持分が新しい資産と見なされれば、Aは、ABC 株と XYZ 債券のすべての認識の中止を行い、新たに75%の持分を譲渡時の公正価値で認識する。暫定合意では、新しい資産の取得という後者の見方を採用している。

## (5) リンク表示

アプローチ2では認識の中止の要件が厳しいので、結果として、財政状態計算書上、アプローチ1との対比で、より多くの資産及び負債が両建てされる (認識中止されない) ことになる。リンク表示は、当初、このようなグロスアップされる資産及び負債を財政状態計算書上で実質的に相殺表示する手段として提案されてきた (アプローチ1ではリンク表示は適用されない)。リンク表示で表示されるネットの金額は、利用者が、期待されるキャッシュ・フローを評価する際に有用な情報や、負債の返済のためにパススルーする金額を提供するのに役立つ可能性が指摘されている。

スタッフから、①リンク表示を財政状態計算書上で行い、注記で追加開示を行う案と②リンク表示情報を注記でのみ開示する方法の2つが提示され、議論の結果、リンク表示情報を注記でのみ開示する方法が暫定的に合意された。これは、前者の方法だと、リンク表示対象の資産・負債の測定をどうするかなど多くの検討すべき論点があり、後者の方が実現可能と判断されたことによる。なお、リンク表示は、譲受人がリコースできるのがグロスアップされている資産に限定されている場合にのみ適用され、リコースが（特定の資産に対してではなく）譲渡人の資産一般に対して可能な場合には、リンク表示は適用できない。

## 2. リース

本プロジェクトでは、2011年6月までにリース会計基準の見直しを完成させることができるように借手の会計処理を改善することのみを対象を絞ることによる便益が、その結果生じる借手と貸手で異なる会計モデルを採用することに伴う不利益よりも大きいと考え、借手のリースの会計処理に限定して、現行のIAS第17号（リース）を改訂することを目指している。現在までの議論では、借手は、次のような会計処理を行うことになる。

- (a) リース期間にわたってリース資産を使用する権利を表象する資産を認識し、
- (b) リース期間にわたる支払リース料の現在価値を債務として認識する。

しかし、サブリースの場合、サブリースの当事者である企業は、リース資産の借手であると同時に貸手でもある。このため、借手の立場では現在検討中の資産の利用権をリース資産として認識し、それに対応するリース料支払義務をリース負債として認識するという会計処理を適用し、貸手の立場では、現行IAS第17号のファイナンス・リース及びオペレーティング・リースの会計処理を適用すると、当該企業の財務諸表でいろいろな矛盾が生じる可能性がある。このような懸念から、FASBでは、少なくともサブリースの場合には、貸手の会計処理も利用権を基にしたものとすべきとの意見が強い。FASBでは、さらに、貸手の会計処理全般に関しても、何らかの検討をすべきであるという意見もある。このようなことから、今回、双方のボードメンバーが、ビデオ会議で議論を行った。

議論の結果、プロジェクトの遅延を避けるため、貸手の会計処理を詳細に検討することは行わないが、利用権モデルを適用した場合の貸手の会計処理についてのハイレベルの検討を行う章を追加することが暫定的に合意された。そのため、速やかに準備をすることがスタッフに指示された。また、ディスカッション・ペーパーを2009年3月までに公表する予定で作業を行うことが合意された。

なお、FASBとの間では、貸手の会計処理を取り上げるかどうか以外にもいくつかの考え方の差異があるが、その中の一つに、「実質的な購入（in-substance purchase）」に該当するリースがある。FASBは、実質的な購入リースには、表示や当初認識後の測定において、利用権を提供するリースと区別するメリットがあると考え、ボードメンバーが多く、また、貸手側の収益認識に関しても両者を区別しておくことが重要という指摘もあり、

議論の結果、実質的な購入リースと利用権を提供するリースとの間の差異についてもこのプロジェクトで検討することが暫定的に合意された。

### 3. 退職後給付

今回は、①2011年6月までにプロジェクトを完成させるための作業計画及び②給付建約定の損益の遅延認識及び給付建約定に関する負債の変動の表示の2つについて議論が行われた。

#### (1) 今後の作業計画

本プロジェクトでは、2008年3月にIAS第19号（従業員給付）の改訂のためのディスカッション・ペーパーを公表しているが（コメントの締切りは、2008年9月）、そこで検討している項目は次のとおりである。

- (a) 給付建約定（defined benefit promises）の損益の遅延認識
- (b) 給付建約定に関する負債（liability for defined benefit promises）の変動の表示
- (c) 拠出ベース約定（contribution-based promise）の会計処理
- (d) いずれか高い方というオプション（‘higher of’ option）付き給付約定の会計処理

さらに、ディスカッション・ペーパーでは、本プロジェクトの最後に退職後給付に関する開示を包括的に見直す意思のあることを明示して意見を求めている。

スタッフから、2011年6月までに本プロジェクトを完成させるためには、作業効率を上げる必要があり、それを実現する目的で、検討項目を分割し、公開草案を複数公表する提案が出された。議論の結果、次のように2つに分けてプロジェクトを進めることが暫定的に合意された。

- (a) 第1パート：給付建約定に関連する給付建債務及び制度資産の変動の認識、表示及び開示などの部分を先行して扱い、公開草案を公表する。日程の詳細はさらに詰めることになるが、2009年下半期に公開草案を公表し、2011年上半期に最終基準の完成を行う予定が提示されている。
- (b) 第2パート：拠出ベース約定の会計処理（年金会計の包括的見直しの一部となるかも知れない）を扱う。ディスカッション・ペーパーで提案した測定属性（給付約定が変動しないと仮定した公正価値という考え方）については、再考を求めるコメントが多く寄せられており、公開草案の完成までには、新たなアプローチを含めた検討が必要と考えられている。

#### (2) 給付建約定の損益の遅延認識

ここでは、第1パートの重要な論点が議論された。すなわち、①退職後給付費用を勤務（employment）、財務（financing）及び再測定（remeasurement）という3つの構成要素に

分解するかどうか、②退職後給付費用の構成要素のうち、その他包括利益で表示する項目はあるか、及び③退職後給付費用（給付建負債の変動）の構成要素を包括利益計算書上でどのように表示するかという3点が議論された。

#### ①ディスカッション・ペーパーでの議論

上記3点に関連して、ディスカッション・ペーパーでは、給付建制度から生じる損益の遅延認識を廃止することを目指して、次のような予備的見解が表明されている。

- (a) 企業は、制度資産の価値及び退職後給付債務のすべての変動を、これらが発生した期間の財務諸表において認識すべきである（いわゆる「コリドール」内の数理計算上の差異の未認識やコリドールを超過した数理計算上の差異の遅延認識の廃止）。
- (b) 企業は、資産収益を期待収益と保険数理差損益に区分すべきではない（期待収益率の廃止）。
- (c) 企業は、権利が未確定の過去勤務費用を制度の変更された期間に認識すべきである（制度改定で過去勤務費用に係る現在債務が増加した時点で給付建負債を認識）。

また、冒頭に示した論点②及び③に関連して、給付建負債の変動の包括利益計算書上での表示については、ボードメンバーの意見が集約しなかったため予備的見解を表明せず、次の3つのアプローチを示している。

**アプローチ1:** 企業は、給付建債務と制度資産の価値のすべての変動を、これらが発生した期間の純利益（当期利益）に含めて表示する。

**アプローチ2:** 企業は、給付建債務と制度資産の価値の変動を、①勤務費用と②当該勤務費用の遅延決済の影響に二分し、勤務費用を純利益に含めて表示し、その他の費用のすべてをその他の包括利益に含めて表示する。

**アプローチ3:** 企業は、財務上の仮定の変更から生じる再測定値をその他の包括利益に含めて表示し、それ以外は純利益に含めて表示する。財務上の仮定の変更から生じる再測定は、割引率と制度資産の価値の変動から生じる。

#### ② 今回の議論

今回の議論では、冒頭の①に関連して、退職後給付費用を構成要素に分解して、それぞれの構成要素の金額に関する情報を提供することは、財務諸表利用者の経済的意思決定に有用な情報であるとのコメントを受けて、勤務、財務及び再測定という3つの構成要素に分解することが暫定的に合意された。なお、この3構成要素の定義については、さらに検討する予定である。

続いて、冒頭②に関連して、ディスカッション・ペーパーで示した3つのアプローチのうち、アプローチ1、すなわち、退職後給付費用の構成要素は、すべて純利益（当期利益）に含めて表示することとし、どの構成要素もその他包括利益では表示しないことが暫定的に合意された（言い換えると、給付建債務と制度資産の価値のすべての変動は、これらが発生した期間の純利益に含めて表示される）。このような背景には、その他包括利益で認識



すると、将来その他包括利益から純利益へのリサイクルが必要となるが、リサイクルの対象となる構成要素の変動とリンクしたトリガーを特定することが困難である（例えば、制度資産の再測定項目をその他包括利益に含めた場合、どのように純利益へリサイクルするかを決めるのは難しい）ことなどが理由として挙げられる。

冒頭③に関連して、退職後給付費用（給付建負債の変動）の構成要素を包括利益計算書上でどのように表示するかについては、構成要素のうち再測定は、包括利益計算書上で他の項目と区別して表示し、また、雇用及び財務という2つの構成要素については、包括利益計算書上で区分して表示することも、包括利益計算書上では両者の合計値を示し、構成要素ごとの内訳を注記で示すことも可能であることが暫定的に合意された。

#### 4. 公正価値測定

公開草案を2009年3月に公表するための議論が進められているが、今回は、次の項目について議論が行われた。以下、(a)から(d)までについて解説する。

- (a) 本プロジェクトの対象範囲の評価
- (b) 公正価値開示
- (c) サービス契約に関する当初の損益 (day 1 gains and losses)
- (d) 経過措置
- (e) コメント期間（公開草案のコメント期間は120日とすることが暫定的に合意された）

##### (1) 本プロジェクトの対象範囲の評価

本プロジェクトは、IFRSで公正価値による測定を求めている場合における公正価値の算出方法に関する首尾一貫した取扱いを示すための基準を作成することを目的としている。これまでの議論で、公正価値は、現在出口価値を指すと定義しているが、この定義と整合しないIFRSの条項があるかどうかの問題となり、スタッフに対して、IFRSの「公正価値」の使い方と現在出口価値と整合しない規定があるかどうかを調査することが指示されていた。

今回、スタッフの検討の結果、次の3つの規定は、公正価値による測定を求めているが、その意味するところは、現在出口価値でないため、本プロジェクトの対象範囲から除外するとともに、混乱を避けるため、「公正価値」という用語を、意図した測定ベースをより明確に伝える他の用語又は表現で置き換えるべきとの提案が示された。議論の結果、スタッフの提案が暫定的に合意された。

- (a) 株式報酬取引（IFRS第2号（株式報酬））：対応する資本の増加を、受領した財貨又はサービスの公正価値で直接測定することを原則とし、それが信頼を持って測定できないときには、付与した持分金融商品の公正価値で間接的に測定することとされているが、受領した財貨又はサービスの公正価値は入口価値を、付与した持分金融商品の公正価値

は出口価値を意味している。後者の出口価値も、サービス条件や業績条件、さらにリロード特性を反映していないので、「公正価値に基づいている」とは言えるが、公正価値そのものではない。

- (b) 企業結合における再取得権（IFRS第3号（企業結合））：取得企業が被取得企業に取得企業の資産（例えば、フランチャイズ契約の下で取得企業の商標を利用する権利）を利用することを許容していた場合で、それを企業結合により再取得した場合には、当該再取得資産の公正価値は、市場参加者が契約の更新の可能性を考慮するかどうかにかかわらず、残余の契約期間を基に無形資産として測定されることとなっており、市場参加者が考慮するであろう情報を無視しているため、本プロジェクトでいう公正価値の定義に当てはまらない。
- (c) 要求払いの特性を有する金融負債（IAS第39号（金融商品：認識及び測定））：要求払いの特性を有する金融負債の公正価値は、要求払い金額を、当該金額の返還ができるようになる最初の日から割り引いた金額を下回らないとされている。要求払い金額は、出口価値を意味するが、支払の可能性のある最初の日における顧客による決済を想定しており、支払時点に関する市場参加者の予想を無視しているため、公正価値の定義には当てはまらない。

なお、IAS第40号（投資不動産）第40項では、投資不動産の公正価値は、①現在のリース契約に基づく賃貸料収入及び②取引の知識があり自発的な当事者が、現在の状況を勘案した将来のリースからの賃貸収入に関して行う推定を表す合理的かつ立証可能な仮定を反映する、としており、これが現在出口価値を意味する公正価値と整合的であるかどうかを今後スタッフが検討することになっている。

また、当初認識時以降の測定において、損益計算書を通して公正価値で測定されるという以外のベースで測定される金融商品の当初測定が議論された。そして、このような金融商品の当初認識時に損益が認識されないようにIAS第39号を改訂することが暫定的に合意された。繰り延べられた損益は、取引費用や実効金利の決定に際して行われるその他の調整と同じように扱われる。

## (2) 公正価値開示

2006年11月に公表した公正価値測定に関するディスカッション・ペーパーにおいては、開示に関する予備的見解を表明していないが、今回、ディスカッション・ペーパーに関し受領したコメント、2008年10月に公表したIFRS第7号の公開草案に対して受領したコメント及び2008年6月に組成された専門家諮問パネルから受領したフィードバック等を勘案して、次のような公正価値に関する開示を求めることが暫定的に合意された。

- (a) 公正価値のヒエラルキー（レベル1から3）に基づく公正価値の内訳  
(b) 評価技法の変更を含む、公正価値を決定するために用いた方法及び仮定

- (c) レベル3の評価対象となった金融商品の期首から期末までの変動内容の調整表
- (d) レベル3の評価対象となった資産及び負債で期末に保有しているものに関連して当期利益で認識された損益の金額
- (e) レベル3の評価対象となった金融商品に関する感応度分析

### **(3) サービス契約に関する当初の損益**

公正価値による測定に関するこれまでの議論は、当初認識時における資産又は負債の公正価値の最善の証拠は、(関連当事者、売り取り、市場の相違又は会計単位の相違といった例外はあるものの) 一般的に取引価格であると推定されるというものであった。しかし、今回、この見方がサービスを提供する契約に対して当てはまるのかどうか検討された。議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) サービス提供者にとっての唯一の出口市場は、顧客とのプライマリー（小売り）市場ではなく、他のサービス提供者とのセカンダリー（卸売り）市場である（顧客とのサービス提供契約を譲渡できる市場は同様のサービスを提供する同業者という考え方）。
- (b) サービス提供者にとっての出口価格は、顧客の視点ではなく、サービス提供者の視点を反映する。
- (c) 当初認識時において、サービス提供者にとっての出口価格は、取引価格とは異なる可能性が高い。なぜなら、サービス提供者は、通常、直接、間接の組成費用（origination costs）を回収し、組成活動に対して合理的なリターンをもたらすように取引価格を設定するからである。一方、当該サービス契約の譲受人は、最初のサービス提供者によって行われた組成活動に対する支払いを要求しない。

### **(4) 経過措置**

本プロジェクトの成果である公正価値測定に関する I F R S が承認され、適用される場合の経過措置に関して次の点が暫定的に合意された。

- (a) 企業は、初めて本 I F R S を適用する場合には、損益計算書を通して公正価値で測定する区分に属する金融商品の当初認識に関して以前に繰り延べられていた損益を認識するため、遡及的に利益剰余金（retained earnings）を調整する。
- (b) 上記以外のすべての場合においては、本 I F R S を初めて適用した時から提案されている公正価値測定に関する要求を将来に向かって適用する。
- (c) 初めて本 I F R S を適用する以前の期間については、提案されている開示を提供する必要はない。

## **5. 概念フレームワーク（質的特性、測定及び報告企業）測定**

今回は、概念フレームワークのフェーズのうち、質的特性（フェーズA）、測定（フェーズ

C) 及び報告企業（フェーズD）の3つについて議論が行われた。

## (1) 質的特性

質的特性では、2008年5月に公表された公開草案に対するコメント分析を受けて議論が行われ、次の点が暫定的に合意された（公開草案での提案と同じ）。

- (a) 信頼性 (reliability) に代えて、忠実な表現 (faithful presentation) を用いることとする。
- (b) 質的特性を次のように分類する。

質的特性の分類	含まれる特性・構成要素
基本的質的特性 (fundamental QC)	目的適合性 (relevance) 忠実な表現 (faithful presentation)
補強的質的特性 (enhancing QC)	比較可能性 (comparability) 理解可能性 (understandability) 検証可能性 (verifiability) 適時性 (timeliness)
財務報告に対する制約条件 (constrains on financial reporting)	重要性 (materiality) 費用 (cost)

## (2) 測定

これまでの議論をうけて、測定属性の候補の絞り込み及び測定に関する概念フレームワークを開発するために測定属性のどのような要素についてさらに検討する必要があるかについて議論が行われた。今回暫定合意に達した事項はなかったが、次のような議論が行われた。

- (a) 測定属性の候補を大きく2つのグループに分ける。1つは、実際、見積り及び予測価格 (actual, estimated and forecast prices) 及びそれらに取引費用やその他の調整（配分や評価引当て等）を施した価格のグループで、もう1つは、使用価値 (value in use) や公正価値に基づく金額 (fair-value-based) を含む非価格金額 (non-price amounts) のグループである。
- (b) 測定属性の候補として概念フレームワークに含めるべきものは、①調整後過去入口価格 (adjusted past entry price)、②実際又は見積り現在入口価格 (actual or estimated price) 及び③見積り現在出口価値 (estimated exit price) の3つとすべきである。なお、調整後過去入口価格は、購入時の価格に取引費用などが調整された価格である。
- (c) 実際又は見積り現在入口価格は、資産又は負債の当初認識時に適用された価格がそのまま据え置かれる結果、財務諸表に現れることがある。すなわち、取得後の修正や再測定が行われない場合にそのような事態となる。
- (d) ある資産及び負債の当初入口価格は、（現在価値で再測定される代わりに）多様な会計慣行を用いて調整されるが、有形固定資産の当初価格は、当初認識後は、①調整される

ことなくそのまま据え置かれるか、②一般物価変動の調整をされるか、それとも③現在価値で再測定されるかのいずれかである。減損は、現在価値指標が、当該資産の過去入口価格又は修正後過去入口価格を下回るときに、過去入口価格に施される現在価値による再測定として取り扱うことができる。減損資産を現在価値で再測定すべきかどうかは、基準レベルで決定される事項である。

- (e) 当初認識時には、実際又は見積り現在入口価格のみが測定属性として利用できる。
- (f) 再測定では、見積り現在出口価値のみが用いられる（再測定には、伝統的な会計上の調整は含まない）。

### **(3) 報告企業**

報告企業に関して、今回は、①報告企業の定義の改訂、②報告企業の定義の意味及び③グループ報告企業について議論が行われた。

#### **① 報告企業の定義**

報告企業とは何かをより明確にするため定義の見直しが提案され、次のとおり暫定的に合意された。

「報告企業とは、現在及び潜在的な株式投資家、貸付者及び他の資本提供者にとって、資本提供者の立場としての意思決定の際に、その財務情報が有用である可能性を有している経済活動の画定された領域である。」

また、受領したコメントでは、「現在及び潜在的な株式投資家、貸付者及び他の資本提供者」という表現に反対があったが、資本提供者が財務諸表の主要な利用者であるという表現は、フェーズAでの議論を受けたものであるため、フェーズAにおける財務諸表の主要な利用者に関する議論を受けて対応することとされた。また、現在休眠中の (currently inactive) 会社も報告企業となり得る点を明確にすることとされた。

#### **② 報告企業の定義の意味**

ディスカッション・ペーパーでの予備的見解では、報告企業は、法的な企業である必要はない点が示されているが、この点が改めて確認された。これに関連して、法的な企業はいつでも報告企業であると推定すべきとのコメントがあり、法的な企業はいつでも報告企業に該当するのではなく、報告企業となり得る点を明確化することが合意された。また、予備的見解では、法的企業の支店又はセグメントも報告企業となる点が明示されているが、この取扱いが改めて確認された。

#### **③ グループ報告企業**

グループ報告企業については、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 報告企業が他の企業を支配しているときには、支配企業モデルを用いた連結財務諸表を表示しなければならない。
- (b) 支配企業が報告企業でない場合には、共通支配下にある企業の結合財務諸表 (combined financial statements) を示すことが有用である。

- (c) ある状況下では、リスクと経済価値の評価をすることが、支配企業モデルを適用する際に有用なことがあるが、連結すべき企業を識別するためのベースとして、支配に置換されるものではない。
- (d) 親会社の個別財務諸表は、強制されるべきではないが、もし連結財務諸表とともに提示されれば、有用な情報を提供する。

## 6. その他

今回議論された中で、上記以外に注目すべき点について、簡単に説明を行う。

### (1) 法人所得税

現在公開草案の最終段階であるが、ドラフトの中で提案されていた、長期の当期税金（current tax）に割引を適用し、現在価値として測定するという取扱いに対して、ボードメンバーから疑問が呈され、これについて議論が行われた。議論の結果、当期税金に割引を適用するかどうかについて公開草案では触れないことが暫定的に合意された。

### (2) 中小規模企業のための I F R S

現在基準化の最終段階にある中小規模企業のための I F R S の議論では、この I F R S の名称をどのようにするかについてボードメンバー間の意見が分かれていた。そのため、世界の会計基準設定主体からも意見も聞くなどし、今回最終的に、「公的説明責任のない企業のための I F R S (IFRS for non-publicly accountable entities)」とすることが決定された。

### (3) I F R S 第 7 号の改訂（金融商品の流動性等に関する開示の追加）

2008年10月に公表し、2008年12月にコメントを締め切った、金融商品の流動性等に関する開示の追加のための公開草案について議論が行われ、議論の結果、下記内容が合意された。

- (a) 公開草案の提案のとおり公正価値のヒエラルキー（レベル1から3）に基づく公正価値の開示を求めるが、ヒエラルキーは、公開草案とは異なり、F A S B が S F A S 第 1 5 7 号（公正価値測定）で用いているヒエラルキーを用いる。
- (b) 公正価値で測定されていない金融商品に対する公正価値の開示に当たっては、公正価値のヒエラルキー（レベル1から3）に基づく公正価値の開示を求めない。
- (c) I F R S 第 7 号第 3 4 項(a)では、企業の主要な経営幹部に対して内部的に報告されている情報に基づいて金融商品から生じる各リスクに関する要約データを開示することが規定されているが、これが重要であることを強調する。
- (d) 公開草案で提案したとおり、デリバティブと非デリバティブの金融負債に分けて満期

分析を開示する。非デリバティブ金融負債については、契約上の満期に基づく分析を最低限の開示として要求するという提案を維持する（もし、予測支払日に基づいて流動性リスクが管理されている場合には、予想支払日に基づく分析を開示する）。また、ある種のデリバティブ金融負債については、契約上の満期に基づく分析の最低限の開示を求めない。

- (e) 改訂基準は、2009年1月1日以降開始する事業年度から適用し（公開草案では、2009年7月1日以降とされていた）、早期適用を認める。また、経過期間中は、比較情報の開示は求めない。

#### **(4) IFRS第7号の改訂（負債金融商品に関する開示の追加）**

2008年12月に公表し、2009年1月にコメントを締め切った、負債金融商品に関する開示を追加するためのIFRS第7号の改訂案では、企業は、損益を通して公正価値で測定するという区分以外に区分されているすべての負債金融商品への投資について、注記において表形式を用いて、次の開示を行うように改訂することが提案されていた。

- (a) 負債金融商品があたかも次のような状況にあった場合に計算される税引前損益（仮定計算に基づく損益を開示する）
- (i) 損益を通して公正価値で測定するという区分に区分されていた場合
  - (ii) 償却原価法で会計処理されていた場合
- (b) 比較が可能な方法で負債金融商品に関する次の金額を開示する（財政状態計算書の残高について仮定計算に基づく数値を開示する）
- (i) 財政状態計算書上の簿価
  - (ii) それらの公正価値
  - (iii) それらの償却原価

受領したコメントでは、この提案は、仮定計算に基づいた情報の開示で、負債金融商品と関連する負債を統合的に管理している場合には、全体の姿を反映しない情報を開示することになり、むしろ誤解を招くと言った反対意見が多く寄せられた。議論の結果、今回は、この改訂を断念することが合意された。なお、この問題は、金融商品会計基準の包括的な見直しの中で検討されることになる。また、FASBも同様な公開草案を公表しているが、改訂を断念している。

以上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）

\* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。